

茨城県報

第4519号

昭和35年4月18日

月 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則	ペー ジ
◎茨城県財務規則の一部改正.....	1
◎茨城県物品会計規則の一部を改正する規則.....	8
告 示	
◎療養取扱機関の申出の受理.....	8
◎国民健康保険療養取扱機関の申出の受理.....	9
◎土地改良区設立書類の縦覧.....	9
◎結核予防医療機関の指定辞退.....	10
◎結核予防指定医療機関.....	10
◎昭和35年定期種畜検査の実施日程.....	10
◎土地改良区換地計画の認可.....	11
公 告	
◎土地改良区役員の就退任(常総)(2件).....	11
辞 令	
◎徴税領収原符の無効.....	13
◎石崎清松ほか.....	13

規 則

茨城県規則第17号

茨城県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県財務規則の一部を改正する規則

茨城県財務規則(昭和三十三年茨城県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各かいに属する収入の決定及び収入命令並びに令達予算に基づく支出負担行為及び支出の命令は、かい長に委任する。」を「各かい及び所に属する収入の決定及び収入の命令は、かい長及び所長に、令達予算に基づく支出負担行為及び支出の命令は、かい長に、委任する。」に改める。

第五条第四項中「出納事務局」を「出納事務局及び地方出納事務所」に改め、同項を第五項とし同条第三項中「前項」を「前二項」に改め同項を第四項とし同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前項に定める出納員が事故によりその所掌事務を執行することができないとき又は欠けたときは、知事は、他の職員をして臨時に出納員を命ずるものとする。

第十二条に次の一項を加える。

2 各課長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十六条の二の規定により、予算の繰越をしたときは、予算繰越済通知書を作成し、毎年四月五日までに出納長及び総務部長に提出しなければならない。

第二十三条第一項の表第十号イの上欄中「恩給、」の次に「恩給国庫納金、」を加え、同条第四項中「次表に掲げるもの」を「出納事務局長及び各課長の専決事項のほか、次表に掲げるもの」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(分納金の調査決定)

第二十六条の二 収入命令者は、第二百二条の二の規定により分割納付の特約をしたときは、納期の到来すること、当該納期にかかる金額について、前条の規定を準用し収入の決定をしなければならない。

第二十七条第一項中「前条」を「第二十六条」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

(調定の変更及び取消)

第三十条 収入命令者は、調定をした後において、当該調定をした金額につき、法令、条令、規則その他の規程の改正又は調定もれ、その他の誤びゆう等特別の事由により変更又は取消をしなければならないときは、直ちに第二十六条の規定を準用して、変更すべきものについてはその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について収入決定を、取消すべきものについては取消をしなければならない。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(債務の相殺)

第四十九条の二 債務を相殺するときは、相殺額について振替収支を行い、相殺した額の差額については収入又は支出の手続きをしなければならない。

第五十条第一項第一号中「物件費」を「物件費(茨城県物品会計規則(昭和三十三年茨城県規則第十七号)第二条に規定する物品にかかるものを除く。以下第百三条、第百二十五条及び第百二十七条において同じ。)」に改め、同条同項第四号中「又は支出証拠書類(知事が別に指定した場合を除く。)」を削る。

第五十一条第一項中「給料の特別調整額、」を「管理職手当、」に改める。

第六十二条第一項の表中第三号、第四号、第五号、第八号、第九号、第十号、第十一号及び第十六号の下欄にそれぞれ「支庁にあつては課長」を加え、第十八号の下欄中「支庁の支所の税務課長又は税務第一課長」を「支庁の支所の支所長補佐又は税務課長」に改める。

第六十四条に次のただし書を加える。

ただし、警察表彰規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号)第三条に規定する賞金については、三月分の予定額を限度として交付することができる。

第六十六条中「支出決議書によりその支払をし領収証書を徴さなければならない。」を「支出決議書により領収証書と引換えにその支払をしなければならない。ただし、随時の費用にかかるものについては支出決議書を省略することができる。」に改める。

第七十条第二項中「すみやかに収入又は支出の手続をとりなければならない。」を「その精算額についてすみやかに第七十一条第二項の規定による手続に準じ振替収支をしなければならない。」に改める。

第八十七条第三項中「物件の買入」を「物件の買入、修繕」に、「又は運送済年月日」を「又は修繕済若しくは運送済の年月日」に改める。

第八十九条中「前金払」を削る。

第九十三条中「六 前金払整理簿」を削り各号列記の部分第七号から第十二号までを一号づつ繰り上げる。

第九十四条中「五 前金払整理簿」を削り各号列記の部分第六号から第十号までを一号づつ繰り上げる。

第百条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一件の金額一万円未満の場合は、請書を省略することができる。

(第三種郵便物認可)

第二百二条の次に次の一条を加える。

(分割納付)

第二百二条の二 契約担当者は、一件の金額一万円以上の製作品の売却代金を納入者が一時に納付することができないと認めるときは、その者の申請に基づき当該年度内の期間に限り、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めて納付させることができる。

2 前項の規定により分割納付を認められた納入者は、契約担当者が適当と認める連帯保証人をつけなければならない。

第百十九条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第二百二十四条各号列記の部分中第四号から第六号までを「号」つづり繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 船、車及び会場を借り上げるとき

第百四十条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による検査は、本庁にあつては必要に応じ、かい及び所にあつては毎年一回以上出納長が命じた会計検査員に行なわせる。

第百四十一条第一項中「毎年度四半期ごとに」を「毎年度一回以上」に改める。

第百四十三条中「毎年三月三十一日とする。」を「毎年三月三十一日現在をもつて行なう。」に改める。

別表第一総務部の項かいの欄中「(支庁の支所に属する県税及びこれに伴う税外諸収入並びに歳入歳出外現金の出納に限る。)」を「(支庁の支所に属する県税、これに伴う税外諸収入及び県税に関する証明手数料(以下「証明手数料」という。)並びに歳入歳出外現金の出納に限る。)」に改め、同表商工水産部の項かいの欄中「中小企業指導所」の次に「計量検定所」を加え同項所の欄中「東京事務所」の次に「大洗水族館
借来園事務所」を加え、同表農林部の項かいの欄中「種畜場」の次に「養豚指導所」を加え、「特産指導所」を「特産指導所(山間地帯特産指導所を除く。)」に、同項所の欄中「山間地帯特産指導農場」を「山間地帯特産指導所」に改める。

別表第二商工水産部長の項中「水産課長」を「漁政課長、水産施設課長」に改める。

別表第三民生労働部の項出先機関の欄中「身体障害者更生指導所」の次に「精神薄弱者更生相談所」を加える。

別表第四一出納員の表地方出納員の項所掌事務の欄中「ただし、支庁及び支庁の支所の税収入を除く。」を「ただし、支庁及び支庁の支所の税収入並びに証明手数料を除く。」に、同表税出納員の項任命の欄中「税務第一課長」を「支所長補佐」に、同表同項所掌事務の欄「支庁及び支庁の支所の税収入に関する次に掲げる事務」を「支庁及び支庁の支所の税収入及び証明手数料に関する次に掲げる事務」に、同表かい出納員の項所掌事務の欄中「ただし、支庁及び支庁の支所における税収入を除く。」を「ただし、支庁及び支庁の支所における税収入及び証明手数料を除く。」に改め、同表同項任命の欄中「土地改良事務所」の次に、土浦市外十五ヶ町村農業水利事業所」を加える。

別表第五中

第四号の次に次の一号を加え

第四号の二 予算繰越通知書

第四十五号 概算払(前金払)精算書

第四十五号 概算払精算書

第六十九号 物件検査調書

第六十九号 物件検査調書

第五十八号 削除

第十二条第二項

第八十九条を

第八十九条に、

第百三条第一項を

「第百三条第二項に

第百三十五条

に改める。

様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第4号の2(予算繰越済通知書)

昭 和 年 度 何 会 計
歳 出 予 算 繰 越 済 通 知 書

何 課

事 項	科 目			予 算 計 上 額	年度内支出額 及 必要額	残 額	翌年度 繰越額	不用額	備考
	款	項	目						
				円	円	円	円	円	

上記のとおり通知します。

昭和 年 月 日

課 長 氏

名 印

出納長又は総務部長 氏 名 殿

内 訳 書

何 課

事 項	科目 節	請負人又 は事業主 体名	支出負担 行為額	年 度 内 支出済額	翌 年 度 繰 越 額	完成見込 期 限	繰越を必要と する理由及び 進 捗 状 況

様式第17号(その1) 督促状

◎注意

[illegible]

第何号	(納人)
昭和何年度	
何會計	
所属	本所 又 戸方出納事務所
税収金	(イ)百十萬千一百十円
督促料金	(ロ)
延滞料金	
合計金	
延滞金の計算	
ただし 何々	
上記金額が未納になつてい	
ますから昭和何年何月何日	
までに茨城県金庫に納付し	
て下さい。	
昭和何年何月何日	
知事又はかい長	
氏名 印	
上記金額領収し	領収日付印
ました。	
茨城県金庫	

備考 1 様式第12号（その1）の備考と同じ。

納付書

第何号		(納入)	
昭和何年度			
何會計			
款	項	目	
所属	本庁又は何地方 出納事務所	節	
税収	外金	千	百
督手	入金	十	千
数	促料	百	百
延滞	金	十	十
金		円	
合計	金		
延滞の計	金		
ただし 何々			
指定期限 昭和何年何月何日			
昭和何年何月何日			
知事又はかい長		領収日付印	
氏名 印			
主管課	(かい名)		
所庫	金庫名		

收納濟通知書

第何号	(納人)
昭和何年度	
何會計	
款項	目
所屬	本庁又は何地方 又は何事務所
税金	百十万千百十円
収入金	
督促料	
手数料	
延滞金	
合計金	
延滞金の計算	
ただし何々	
上記の収入があつたから通 知する。	
昭和何年何月何日	
出納長又は出納員	
氏名	
知事又はかい長	領収日付印
氏名殿	
主管課 (かい名)	
所屬 全庫名	

領收濟通知書

第何号	(納入)
昭和何年度	
何會計	
款	項目
所属	本庁又は何地方 納入事務所
税金	百十万千百十四
収入金	
督促料	
手数料	
延滞金	
合計金	
延滞金の計算	
ただし何々	
上記金額領収済につき通知 します。	
昭和何年何月何日	
茨城県金庫	
出納長又は出納員	領収日付印
氏名 殿	
主管課 (かい)	
所属 全庫名	

(各片とも日本工業規格A 6上質紙50)

第4519号「(ヤ61)」と第4520号「(ヤ62)」の間に「(ヤ63)」
と「(ヤ64)」とある。

様式24号(その1)

支 出 決 議 書

受 付

日付印

何 課 (か い) 名		下記金額を支出されたい。															
昭和	年	月	日	起案	部長	課長	補佐	係長	調査	主任	出納 長	出納 事務局長	事務 局長	班長	係長	調査	主査
直接払 送金払 銀行振込払																	
昭和	年度			(款)	(項)			(目)			(節)						
何	会計																
支 出 調 書																	
金	千	百	十	万	千	百	十	円	債権者								
内	金								現金支給額								
訳	金								何々控除額								
(摘要)																	
付記事項	年月日	印	資金前渡、 前金払	概算払、 部分払	請求書枚数			枚									
物品出納 簿登記				支払期日	昭和	年	月	日									
物品受領又は 修繕完了				支 払 第 号	支 払 済			記 帳 済									
所有権移 転登記				支 番 号													
何々完了				係員係長													
上記金額を領収しま した。			記帳済 何 課	支 払 済 県金庫	記 帳 済												
昭和 年 月 日																	
氏 名 印																	
出納長又は出納員 氏 名 殿																	

- 備考 1 命令金額はアラビア数字印で押し訂正はみとめない。
 2 摘要欄には支出の理由を記載すること。
 3 集合で支出する場合は付記事項を請求書の右上部余白にそれぞれ記載すること。
 4 請求書により支出する場合は「支出調書」及び領収の欄は、線を引き削除すること。
 (日本工業規格B5)上質紙60

内 訳 書

金 額	控 除 額		現 金 支給額	債 権 者		備 考
	何 々	何 々		住 所	氏 名	
円	円	円	円			

(第三種郵便物認可)

様式第四十五号中「(前金払)」及び「(前金)」を記す。
 様式第四十六号を次のように改める。

様式第四十八号(その1)を次のように改める。

様式第43号(その1) 税外諸収入調定簿

税 外 諸 収 入 調 定 簿

課(かい)

(款)

(項)

(目)

(節)

調 定 月 日	摘 要	納 入 氏 名	告知書(納 付書)の 行年 月 日 番 号	納 付 期 限	調 定 済 額	収 入 収入 済 額 月 日	不 納 欠 損 額	翌年度 へ繰越 額	備 考

備考 1 この帳簿は当該年度中使用し、滞納額の翌年度へ繰越分は滞納金整理簿に転記するものとする。

2 科目ごとに口座を設けること。

3 特に必要がある場合は、出納長と協議のうえ、内容を変更することができる。

(日本工業規格B5) 上質紙80

様式第四十五号中「(前金払)」及び「(前金)」を記す。

様式第四十六号を次のように改める。

様式第56号 資金前渡整理簿

資 金 前 渡 整 理 簿

本 庁(かい) 名

何 々

支 払 月 日	摘 要	前 渡 金	精 算 月 日	精 算 額		備 考
				支 出 額	戻 入 額	
月 日	番号	円 月 日	円 月 日	円	円	

備考 精算済額の誤渡の返納は、精算額の支出欄に「朱書」と共に戻入欄に黒書するものとする。

(日本工業規格A4) 上質紙80

様式第五十七号を次のように改める。

様式第57号 概算払整理簿

概 算 払 整 理 簿

本 庁(かい) 名

何 々

支 払 月 日	摘 要	概 算 払 額	精 算 月 日	精 算 額		備 考
				支 出 額	戻 入 額	
月 日	番号	円 月 日	円 月 日	円	円	

備考 様式第56号の備考と同じ

(日本工業規格A4) 上質紙80

(第三種郵便物認可)

様式第五十八号を次のように改める。

様式第53号 削 除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第18号

茨城県物品会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県物品会計規則の一部を改正する規則

茨城県物品会計規則（昭和三十三年茨城県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「課（総務部公営事業所、農林部農業改良事務局、農林部農政企画室及び出納事務局を含む。以下同じ。）」を「課（総務部公営事業所、農林部農業改良事務局、農林部農政企画室、出納事務局及び総合開発事務局を含む。以下同じ。）」に改める。

別表第二課物品分任出納員の項任命の欄中「出納事務局にあつては総務班長」の次に「総合開発事務局にあつては次長」を加える。

付表第一個所物品取扱主任設置箇所表、重系課の項個所取扱主任設置箇所名の欄中「北相馬」を削る。

付表第二 かい個所物品取扱主任設置箇所表中「茨城県種畜場 茨城県種畜場稲敷支場」を削る。

付 則

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

告 示

茨城県告示第307号

国民健康保険法第37条第5項の規定により次の療養取扱機関は、他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出を受理した。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

国民健康保険法第37条第5項の療養取扱機関

受 理 年月日	名 称	科 名	開設者名	所 在 地	療養を取扱う 他の都道府県
35. 3. 23	三沢産婦人科医 院	産婦人科	中山 立三	水戸市南町451	全 国
35. 4. 7	医療法人聖和会 石 岡 病 院	精 神 科 精 神 科	佐賀 正男	新治郡玉里村高崎	全 国
35. 4. 1	四 倉 医 院	内 科	四倉 正弥	東茨城郡常北町石塚	全 国
35. 4. 14	沢 田 医 院	外 科	沢田 弘道	水戸市鷹匠町	全 国
35. 4. 14	金 沢 診 療 所	眼 科	金沢 要	水戸市五軒町1,255	全 国

（第三種郵便物認可）

35. 3. 10	辰 元 医 院	産婦人科 内, 外科	辰元 浩	東茨城郡大洗町大貫	東京都, 神奈川 県
35. 2. 1	鹿 島 療 養 所	内 科	藤原三之助	鹿島郡鹿島町平井	千葉, 東京, 神奈川, 埼玉 山梨, 栃木, 群馬
35. 2. 14	同 胞 院 診 療 所	内, 外, 呼 吸 科	張谷光太郎	猿島郡岩井町5, 107	千 葉 県
35. 3. 13	社会福祉法人 白十字会鹿島 サナトリウム	呼 吸 科	林 忠美	鹿島郡大字奥谷	兵庫県, 山形 県
35. 4. 8	池 田 病 院	内 科	池田 恒男	竜ヶ崎市長峯町833	東 京 都
35. 4. 8	古河精神病院	外 科	小柳 政治	古河市旭町	東 京 都

茨城県告示第308号

国民健康保険法第37条第三項の規定による国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたとみなされるものは次のとおりである。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記 番 号	指 年 月 定 日	医 療 機 関 名	診 療 科 名	開 設 者	所 在 地
水国医 第103号	昭35. 3. 1	高橋小児科 内科医院	小 児 科 内 科 呼吸器科	高橋 桃一	水戸市天王町930
新国医 第34号	// 35. 3. 4	山 の 荘 診 療 所	内科, 小児 科, 外科, 耳鼻咽喉科	近江 健作	新治郡新治村山の荘永井 1, 334
東国歯 第26号	// 35. 2. 20	小埜歯科診療所	歯 科	小埜 久子	東茨城郡小川町大字小川 1, 536
稲国歯 第26号	// 35. 4. 1	東 歯 科 医 院	歯 科	師岡 収	稲敷郡桜川村古渡173
北国歯 第18号	// 35. 2. 20	山 崎 歯 科 医 院	歯 科	根本 卓光	北相馬郡取手町取手甲1, 103

茨城県告示第309号

昭和35年1月21日付那珂郡那珂町大字鴻巣, 宮本雅二ほか15名から申請のあつた那珂中部土地改良区の設立は適当と決定したので関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 那珂中部土地改良区定款
- (2) 土地改良事業計画書

2 縦覧の期間

昭和35年4月21日から5月11日まで

3 縦覧の場所

(第三種郵便物認可)

那珂郡那珂町役場
水戸市役所国田支所
那珂郡瓜連町役場

茨城県告示第310号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づく、次の指定医療機関は、同条第4項の規定により、その指定を辞退した。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
大 津 医 院	西茨城郡岩間町大字市野谷378の1	昭和35年3月31日

茨城県告示第311号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により昭和35年4月15日をもって次のとおり医療機関を指定した。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

所 在 地	名 称
稲敷郡東村大字西代1,777	東 医 院
水戸市並松町1,439	大 津 医 院
高萩市大字肥前山1,977の123	茨 城 県 高 萩 保 健 所

茨城県告示第312号

家畜改良増殖法による昭和35年定期種畜検査を下記により実施する。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和35年定期種畜検査計画日程表

班 別	検 査 月 日	検 査 場 所			摘 要
		郡 市	町 村	位 置	
第1班	(5月18日午前 同 午後)	常陸太田市 久慈郡	藤 田 金砂郷村	幸久農業協同組合 金砂 //	牛, 馬, 豚, めん 羊, 山羊の定期種 畜検査
	(5月19日午前 同 午後)	那 珂 郡 東茨城郡	緒 川 村 常 北 町	県立小瀬高校 西郷農業協同組合	
	(5月20日午前 同 午後)	水 戸 市 東茨城郡	田 谷 町 常 澄 村	矢野倉 登子三 吉 川 平治衛門	
	(5月21日午前 同 午後)	東茨城郡 東茨城郡	茨 城 町 茨 城 町	雨谷家畜人工授精所 鬼沢 //	
	5月22日	西茨城郡	友 部 町	茨城県 種 畜 場	
	5月23日	笠 間 市	笠 間	笠間家畜保健衛生所	

(第三種郵便物認可)

	(5月24日午前 " 午後)	真壁郡 真壁郡	大和村 明野町	大國農業協同組合 小菅家畜人工授精所	"
	(5月25日午前 同 午後)	真壁郡 下妻市	関城町 下妻	飯田 〃 下妻家畜市場	
	5月26日	結城市	新福寺	結城家畜保健衛生所	
第2班	(6月16日午前 同 午後)	新治郡 東茨城郡	八郷町 小川町	園部農業協同組合 鈴木美代寿	
	6月17日	土浦市	真鍋町	小仁所 保 範	
	6月18日	筑波郡	谷田部町	山口家畜人工授精所	
	6月19日	筑波郡	大穂町	奥沢家畜人工授精所	
	(6月20日午前 同 午後)	結城郡 北相馬郡	石下町 取手町	佐原 〃 大浦 紋一郎	
	6月21日	猿島郡	猿島町	張替家畜人工授精所	
	(6月22日午前 同 午後)	猿島郡 古河市	五霞村 中田町	鈴木 〃 今泉 〃	
	(6月23日午前 同 午後)	猿島郡 猿島郡	総和村 境町	猪瀬 栄四郎 境家畜保健衛生所	
第3班	(6月28日午前 同 午後)	稲敷郡 稲敷郡	阿見町 江戸崎町	飯野 俊 三 茨城県養豚指導所	
	6月29日	稲敷郡	河内村	篠田 徹	
	(6月30日午前 同 午後)	行方郡 行方郡	麻生町 汐来町	市村家畜人工授精所 汐来家畜保健衛生所	
	7月1日	鹿島郡	鉾田町	鉾田 〃	
	7月2日	北茨城市	華川町	鈴木 源 治	
	7月3日	高萩市	高萩	多賀畜産農業協同組合	
	7月4日	日立市	久慈町	県北山羊農業協同組合	
	7月5日	久慈郡	里美村	久慈畜協小里支所	
	7月6日	久慈郡	大子町	久慈畜産農業協同組合	

茨城県告示第313号

昭和35年3月30日付で、笠間市に事務所を置く金井土地改良区から申請のあつた換地計画については、昭和35年4月18日認可したから土地改良法第52条第8項の規定によつて公告する。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

公 告

◎土地改良区役員就退任

結城郡八千代村に事務所をおく吉田用土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和35年4月18日

茨城県常総土地改良事務所長 小 林 貞 良

(第三種郵便物認可)

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡八千代村大字菅谷 600番地	理 事	大久保 登	35. 3. 28任期満了により退任
// 石下町大字向石下 1 番地	//	増 田 寿太郎	
結城市大字結城 8,785番地	//	諸 儀 平	
// 大字上山川 3,270番地	//	石 川 藤 市	
// 大字田間 1,447番地の1	//	篠 崎 東 一	
// 大字粕礼 903番地	//	田 中 彦三郎	
// 八千代村大字西大山 460番地	//	幸 田 喜一郎	
// 八千代村大字東大山 626番地	//	倉 持 新太郎	
水海道市豊岡町 乙1,429番地	//	中 島 新三郎	
水海道市大輪町 567番地	//	古 谷 東 郷	
結城市大字上山川 2,792番地の2	監 事	山 中 賢太郎	
結城郡八千代村大字瀬戸井 193番地の2	//	市 村 庄五郎	
// 八千代村大字露田 102番地	//	高 木 規矩夫	
水海道市笹塚新田町 324番地	//	中 島 太 平	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡八千代村大字菅谷 600番地	理 事	大久保 登	35. 3. 29日就任
// 石下町大字向石下 1 番地	//	増 田 寿太郎	
結城市大字結城 8,785番地	//	諸 儀 平	
// 大字上山川 3,270番地	//	石 川 藤 市	
// 大字江川大町 701番地	//	高野沢 忠 一	
// 大字粕礼 903番地	//	田 中 彦三郎	
結城郡八千代村大字西大山 500番地の2	//	為我井庄右衛門	
// 八千代村大字東大山 626番地	//	倉 持 新太郎	
水海道市豊岡町 乙1,429番地	//	中 島 新三郎	
水海道市大輪町 567番地	//	古 谷 東 郷	
結城市大字上山川 2,792番地の2	監 事	山 中 賢太郎	
結城郡八千代村大字瀬戸井 193番地の2	//	市 村 庄五郎	
// 八千代村大字新地 604番地	//	永 瀬 庄一郎	
水海道市笹塚新田町 324番地	//	中 島 太 平	

◎土地改良区役員就退任

結城郡千代川村に事務所をおく江連用水土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和35年4月18日

茨城県常総土地改良事務所長 小林 貞 良

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下妻市大字黒駒1,111番地	監 事	鳩 貝 良十郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下妻市大字黒駒1,111番地	監 事	鳩 貝 良十郎	35.4.1就任
水海道市三坂町1,352番地	//	松 村 卯 八	

◎徴税領収原符の無効について

下記の領収原符は、紛失のため昭和35年4月15日以降これを無効とする。

昭和35年4月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 簿冊番号 領収原符 3枚 複写式 100枚綴
自A No. 117001～至A No. 117100
- 2 無効とする領収原符番号(未使用)
自A No. 117068～至A No. 117100
33枚
- 3 紛失場所 土浦市敷島町, 川口町, 土浦駅前
土浦駅～赤塚駅列車内

辞 令

新
農地部耕地第一課長

同 耕地第二課長

(宮城県農林部耕地課長)

旧
農地部耕地第二課長

農 地 部 付

農地部耕地第一課長

氏 名
石 崎 清 松

秋 山 勇 雄
(4月16日付)

前 田 豊
(4月15日付)

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（金 1 0 0 円）
（休日の場合は繰り下ぐ）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所